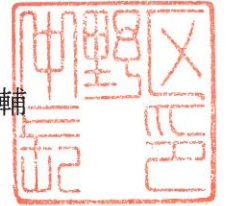


中野区都市計画審議会長 殿

中野区長 田中 大輔



中野区都市計画審議会への諮問について

都市計画法（昭和 43 年法律 100 号）第 77 条の 2 第 1 項及び同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、下記の都市計画の案について諮問いたします。

記

1 東京都市計画道路の変更（東京都決定）

〔理由〕

平成 22 年 12 月 27 日付け 22 都市基街第 180 号により、東京都知事から意見照会があり、回答するため。

2 東京都市計画道路の変更（中野区決定）

〔理由〕

中野駅付近において、交通結節機能の強化及び歩行者空間の拡充を図るため、歩行者専用道を追加する。

3 東京都市計画交通広場の変更（中野区決定）

〔理由〕

中野駅付近において、歩行者空間の拡充及び交通結節機能の強化を図るため、交通広場を追加する。

4 東京都市計画駐車場の変更（中野区決定）

〔理由〕

中野駅周辺における自動車の駐車需要に適切に対応するため、自動車駐車場の需要を見直し区域及び面積を変更するとともに、あわせて名称を変更する。

5 東京都市計画駐車場整備地区の変更（中野区決定）

〔理由〕

中野駅周辺地区における土地利用転換に伴い増加する駐車需要への対応と円滑な道路交通を確保するため、駐車場整備地区を決定する。

以上

22 中都計審第20号
平成23年2月15日

中野区長 田中大輔 殿

中野区都市計画審議会
会長 矢島



中野区都市計画審議会への諮問について（答申）

平成23年2月15日付け22 中都経第719号にて本審議会に諮問のあった下記の都市計画の案については、いずれも案のとおり了承する。

記

- 1 東京都市計画道路の変更（東京都決定）
- 2 東京都市計画道路の変更（中野区決定）
- 3 東京都市計画交通広場の変更（中野区決定）
- 4 東京都市計画駐車場の変更（中野区決定）
- 5 東京都市計画駐車場整備地区の変更（中野区決定）

以上